

(作成日) 平成 21 年 7 月 28 日  
(最終改正日) 令和 2 年 6 月 2 日

## マカオ向け輸出牛肉の取扱要綱

### 1 目的

この要綱は、マカオ向け輸出牛肉について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 5 条に基づく衛生証明書の発行、第 16 条に基づく適合施設の認定、第 19 条に基づく定期的な確認に関する手続を定めるとともに、あわせて、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 45 条第 3 項に基づく輸出検疫証明書の交付に関する手続を定めるものである。

### 2 定義

- (1) 「牛肉」とは牛の可食部位であり、骨格筋及び内臓（舌、頬肉、心臓、横隔膜、胃、小腸、大腸及び肝臓）をいう。
- (2) 「マカオ向け輸出牛肉」とは、マカオ向けに輸出される牛肉をいう。
- (3) 「と畜場等」とは、と畜場又は食肉処理施設をいう。
- (4) 「認定と畜場等」とは、4（2）によりマカオ向け輸出牛肉取扱施設として認定されたと畜場等をいう。
- (5) 「食肉衛生検査所等」とは、食肉衛生検査所又は保健所をいう。
- (6) 「食肉衛生検査所長等」とは、食肉衛生検査所長又は保健所長をいう。
- (7) 「設置者」とは、マカオ向け輸出牛肉を取り扱おうとすると畜場等の設置者をいう。
- (8) 「都道府県等」とは、都道府県又は保健所設置市をいう。
- (9) 「都道府県知事等」とは、都道府県知事又は保健所設置市の市長をいう。

### 3 輸出要件

#### (1) 国

日本が、牛海綿状脳症に関して、国際獣疫事務局によって無視できるリスク国に認定されていること。

#### (2) 認定と畜場等

ア と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）に基づく設置の許可又は食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業許可を有し、と畜場法、食品衛生法等の関係法規が遵守されていること。

イ 食肉処理施設はと畜場に併設され、とさつ及び解体から分割までが一貫して行われていること。

ウ その他、本要綱に基づいた輸出基準の遵守体制が整備されていること。

(3) 牛肉

ア マカオへ牛肉の輸出が可能である認定と畜場において、とさつ及び解体から分割まで一貫して行われていること。

イ 頭蓋孔に空気やガスを注入する方法によるスタンニング及びピッシングが行われていないこと。

ウ とさつ及び解体から分割までの過程において、30 か月齢超のせき髄、頭蓋、脳、目、背根神経節及び脊柱、並びに、全月齢の扁桃及び回腸遠位部の除去が行われていること。

エ とさつ及び解体から分割までの過程において、機械的に分離した肉 (Mechanically separated Meat) が含まれていないこと。

4 マカオ向け輸出牛肉を取り扱うと畜場等の認定手続

(1) 設置者は、と畜場にあつては別紙様式1により、食肉処理施設にあつては別紙様式2により、都道府県知事等あて関係書類を添付して申請すること。

(2) (1) による申請を受理した都道府県知事等は、3 (2) 及び (3) に掲げる条件に適合することを審査し、支障がないと認めるときは、その旨を当該申請者に通知するとともに、食肉衛生検査所等の公印及び契印を押印した登録書 (別紙様式4) (以下「登録書」という。) を添付して別紙様式3により厚生労働省あて報告する。なお、登録書に記載する施設番号は、アルファベット及び数字の組合せとし、定めた施設番号を申請者に連絡すること。

(3) 厚生労働省は、上記 (2) の報告を受けた場合、当該内容をマカオ政府に通知すること。

(4) (3) によりマカオ政府に通知をした後に、認定と畜場等においてとさつ解体及び分割され、かつ、食肉衛生証明書及び輸出検疫証明書が添付された牛肉は、マカオ政府により輸入が認められること。

5 マカオ向け輸出牛肉の食肉衛生証明書の発行及び輸出検疫証明書の交付

(1) 食肉衛生証明書の発行手続

ア マカオに牛肉を輸出しようとする者は、食肉衛生検査所等に食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム (以下「NACCS」という。) により申請を行う場合にあつては、別添によることとする。

イ 食肉衛生検査所等は、検査に合格した牛肉に対して、当該牛肉の出荷時に別紙様式5により食肉衛生証明書を発行すること。当該証明書は、公印及び契印を押した原本を申請者に発行するとともに、原本の複写及び関係書類を証明書発行の日から起算して1年間保管すること。

ウ 食肉衛生証明書の「Name of Products」には、冷蔵牛肉であれば“Chilled Boneless/Bone-in Beef”と、冷凍牛肉であれば“Frozen Boneless/Bone-in Beef”と記載すること。また、内臓にあつては部位名も明記し、冷蔵牛内臓であれば“Chilled Offal (部位名)”と、冷凍牛内臓であれば“Frozen

Offal（部位名）」と記載すること。

エ 食肉衛生証明書の「Storage and Transport Temperature(°C)」には、冷蔵の場合は「0～4°C」、冷凍の場合は「-18°C and under」と記載すること。

オ 検査に合格した牛肉を認定と畜場等の外部の施設に搬出し、保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合は、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書が提出された後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行すること。

カ 申請者は、牛肉の輸出に当たり、食肉衛生証明書の原本を当該牛肉に添付して輸出すること。

キ 申請者は、発行された食肉衛生証明書に対応する牛肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合は、速やかに当該証明書を返納するものとする。

ク 未記入の食肉衛生証明書の様式については、不正等を防止する観点から、必要枚数をその都度申請者に渡し、記録する等都道府県等において適切に管理すること。

## (2) 輸出検疫証明書の交付手続

ア マカオに牛肉を輸出しようとする者は、動物検疫所に対し、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第52条に規定する輸出検査申請書に食肉衛生証明書の複写を添付して輸出検査を申請すること。

イ 動物検疫所は、マカオ向けに輸出が可能であることが確認できた牛肉に対して、別紙様式6によりマカオ側が求める輸出検疫証明書を交付すること。

ウ 動物検疫所は、輸出検疫証明書の原本を申請者に交付するとともに、原本の写しを動物検疫所に保管すること。

エ 申請者は、牛肉の輸出に当たり、輸出検疫証明書の原本を当該牛肉に添付して輸出するものとする。

オ 申請者は、上記により交付された輸出検疫証明書に対応する牛肉についてロットの再構成及び封印シールの開封等を行った場合は、速やかに当該輸出検疫証明書を動物検疫所に返納するものとする。

## 6 定期的な確認

都道府県知事等は、と畜検査員又は食品衛生監視員を定期的に派遣し、3（2）及び（3）に掲げる要件の確認を実施すること。

## 7 認定と畜場等の除外等

(1) 都道府県知事等は、認定と畜場等について、3（2）及び（3）の条件への不適合が認められた場合は、当該施設を認定と畜場等から除外し、又は改善がなされるまでの間、当該施設からのマカオ向け輸出牛肉に対する食肉衛生証

明書の発行を停止する措置をとるものとする。

- (2) 都道府県知事等は、上記(1)の措置をとった際には、当該施設の設置者にその旨を通知するとともに、厚生労働省あて報告すること。

## 8 表示事項

- (1) マカオ向け輸出牛肉には、英語で次に掲げる事項を梱包に表示すること。  
なお、同一貨物に“Keep Chilled”及び“Keep Frozen”の両方を表示する等一貫性のない表示を行わないこと。
  - ア 獣畜の種類及び部位名
  - イ 原産国名
  - ウ 製造所名
  - エ 施設番号
  - オ 包装年月日
  - カ 重量
  - キ 保存方法（冷蔵製品については“Keep Chilled”、冷凍製品については“Keep Frozen”と表示すること）
- (2) 製品の各個包装（バキュームパック等をいう。）には、ラベル等により個体識別番号を表示すること。

## 9 その他の留意事項

- (1) 製品の保管及び輸送温度は、冷蔵であれば0～4℃、冷凍であれば-18℃以下とすること。
- (2) 製品がマカオに輸入される際に、当該製品の食肉衛生証明書及び包装に記載されている輸送及び保管における温度の条件（冷蔵又は冷凍）と実際に当該製品が輸送及び保管された温度の条件が異なる場合、当該製品はマカオへの輸入が認められないことに留意すること。

(別紙様式1 と畜場設置者申請様式)

年 月 日

都道府県知事  
保健所設置市長 殿

申請者 住所  
氏名 印  
法人にあってはその所在地、名称及び  
代表者氏名

### マカオ向け輸出と畜場認定申請書

マカオ向け輸出牛肉を取り扱うと畜場として認定を受けたく、下記により関係書類を添えて申請いたします。

#### 記

- 1 と畜場の所在地及び名称（法人にあっては法人番号）
- 2 と畜場設置者名
- 3 添付書類  
（別紙のとおり）

(添付書類)

- (1) と畜場の現状が確認できる書類（施設の名称及び住所、設置者の氏名及び住所、設立年月日、従業員数、と畜場の組織及び責任体制等）
- (2) と畜場の平面図
- (3) 今後の輸出計画
- (4) 輸出基準に適合した牛肉を輸出するための区分管理等の手順書
- (5) 冷凍冷蔵施設の面積及び保管能力

(別紙様式2 食肉処理施設設置者申請様式)

年 月 日

都道府県知事  
保健所設置市長 殿

申請者 住所  
氏名 印  
法人にあってはその名称、所在地及び  
代表者氏名

マカオ向け輸出食肉処理施設認定申請書

マカオ向け輸出牛肉を取り扱う食肉処理施設として認定を受けたく、下記により関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 食肉処理施設の所在地及び名称（法人にあっては法人番号）
- 2 営業者氏名
- 3 添付書類  
（別紙のとおり）

(添付書類)

- (1) 食肉処理施設の現状が確認できる書類（施設の名称及び住所、営業者の氏名及び住所、設立年月日、従業員数、食肉処理施設の組織及び責任体制、生産能力等）
- (2) 食肉処理施設の平面図
- (3) 今後の輸出計画
- (4) 輸出基準に適合した牛肉を輸出するための区分管理等の手順書
- (5) 冷凍冷蔵施設の面積及び保管能力

(別紙様式3 都道府県等報告様式)

年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事等名

マカオ向け輸出牛肉の取扱いについて

下記施設を、マカオ向け輸出牛肉を取り扱う施設として認定しましたので、関係書類を添えて報告いたします。

記

- 1 と畜場及び食肉処理施設の名称及び所在地（法人にあっては法人番号）
- 2 設置者及び営業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地）
- 3 添付書類（登録書（別紙様式4）及び申請を受けた設置者の提出書類）

## マカオ向け輸出牛肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場

Slaughterhouse and Meat Processing Plant Handling Beef and Bovine Products for the Exportation to  
MACAU

|  |                       |              |
|--|-----------------------|--------------|
| 都道府県、政令市または特別区<br>Prefecture, City or the District | 公 印<br>Official Stamp | 契 印<br>Tally |
| (和)  | S A M P L E           | S A M P L E  |
| (英)  |                       |              |
| 証 明 書 発 行 機 関<br>Issuing Authority                 |                       |              |
| (和)  |                       |              |
| (英)  |                       |              |

## (認定と畜場) Designated Slaughterhouse

|                              |             |
|------------------------------|-------------|
| 認定施設固有の施設番号<br>Est. No.      | 名 称 Name    |
|                              | (和)         |
|                              | (英)         |
| 認定年月日(西暦)<br>Designated Date | 所在地 Address |
|                              | (和)         |
|                              | (英)         |

## (認定食肉処理施設) Designated Cutting plant

|                              |             |
|------------------------------|-------------|
| 認定施設固有の施設番号<br>Est. No.      | 名 称 Name    |
|                              | (和)         |
|                              | (英)         |
| 認定年月日(西暦)<br>Designated Date | 所在地 Address |
|                              | (和)         |
|                              | (英)         |

(別紙様式 5 食肉衛生証明書様式)

STANDARD FORM AUTHORIZED BY THE  
MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE  
OF JAPAN

HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF  
CHILLED/FROZEN BEEF AND BOVINE PRODUCTS  
FROM JAPAN TO MACAU

No. : .....  
DATE : .....  
(Month/Day/Year)

**I. Identification of the products**

|                      |                             |                                   |
|----------------------|-----------------------------|-----------------------------------|
| (Species of origin)  | (Name of products)          |                                   |
| (Number of packages) | (Net weight of consignment) | (Identification number of cattle) |
| (Consignor)          | (Consignor Address)         |                                   |
| (Consignee)          | (Destination)               |                                   |

**II. Origin of products**

| Name                       | Est. No. | Address |
|----------------------------|----------|---------|
| (Slaughterhouse)           |          |         |
| (Cutting/processing plant) |          |         |
| (Others)                   |          |         |

Date of Slaughter : ..... Date of Production : .....

Storage and Transport Temperature (°C) :

I hereby certify that:

- 1) The meat is derived from animals which were originated from an area which was free from notifiable, contagious, infectious and parasitic disease and not under any restrictive measures.
- 2) The meat is derived from animals which passed ante- and post-mortem inspection under veterinary supervision at time of slaughter and were found free from contagious, infectious and parasitic diseases at time of slaughter.
- 3) The meat is derived from animals which were slaughtered, processed, cut and stored hygienically at the establishments and was found to be sound, wholesome and fit for human consumption.
- 4) The meat is derived from animals which were not subjected to a stunning process, prior to slaughter, with a device injecting compressed air or gas into the cranial cavity or to a pithing process.
- 5) The bovine meat and meat products comprised skeletal muscle cuts and/or offal, and do not contain, and have not commingled with tissue from spinal cord, skull, brain, eyes, vertebral column, dorsal root ganglia, from cattle over 30 months of age, and tonsils and distal ileum from cattle of all ages, all of which have been removed from the carcass in a hygienic manner.
- 6) The meat were produced and handled in a manner as to prevent contamination from mechanically separated meat.
- 7) The result of the tests and/or other documents submitted have not provided any evidence as to the presence of chemical/drug residues or toxic substances which could be harmful to human health.

Signature : .....

Name of meat inspector : .....

Official Title : .....

(Name of prefecture or city) : .....

日本国農林水産省  
輸出検疫証明書  
EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE  
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫証明書番号  
Certificate NO.

申請者住所  
Address of applicant

発行年月日  
Date of issue

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)  
Name (In case of juridical person, state its title and name of representative)

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基く検査の結果、家畜の伝染疾病の病原体をひろげるおそれがないことを証明する。

This is to certify that the undermentioned articles are free from any evidence of disseminating causative agent of any animal infectious disease in consequence of the inspection referred to the Domestic Animal Infectious Diseases Control Law.

|  |   |
|--|---|
| 物 品 の 種 類<br>Kind of article                                   |   |
| 重 量 、 個 数 又 は こ う り 数<br>Weight, Nos, of package or containers |   |
| 商 標<br>Trade Mark  |   |
| 容 器 包 装 の 種 類<br>Kind of container or package                  |   |
| 荷 送 人 住 所 氏 名<br>Name and address of consignor                 |   |
| 荷 受 人 住 所 氏 名<br>Name and address of consignee                 |   |
| と う 載 地 及 び と う 載 年 月 日<br>Date & place of shipment            |   |
| と う 載 船 舶 ( 航 空 機 ) 名<br>Name of ship or flight                |   |
| 検 査 実 施 年 月 日 及 び そ の 状 況<br>Date & condition of inspection    |   |
| 備 考<br>Remarks   | It is certified that there has been no outbreak of Rinderpest since 1925, Contagious Pleuro-Pneumonia of Cattle since 1942 in Japan.<br>Japan is recognized by the OIE as having negligible BSE risk. |

農林水産省動物検疫所  
Animal Quarantine Service

家畜防疫官  
Animal Quarantine Officer

氏 名  
( Signature )

印  
( Seal )

## 別添 電子メール又は NACCS による食肉衛生証明書の発行申請手続

### 1 食肉衛生証明書の発行申請前の手続

#### (1) 電子メールにより発行申請を行う場合

牛肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別記様式に必要な事項を記入の上、次に掲げるとおり年度内の輸出計画書を作成し、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長等あてに提出すること。

- ① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画等を踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。
- ② 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所等で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国及び地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。
- ③ 輸出先国及び地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあつては、変更の届出は要しない。

#### (2) NACCS により発行申請を行う場合

輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されている NACCS 掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。

### 2 食肉衛生証明書の発行申請手続

輸出者は、牛肉を輸出しようとする都度、電子メール又は NACCS を利用して食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を食肉衛生検査所等あてに提出すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、電子メールにより申請を行う場合であつて、1（1）の輸出計画書を予め提出していない輸出先国、地域又は畜種の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 食肉衛生証明書の受取方法について、食肉衛生検査所等とあらかじめ調整すること。

〔別記様式〕

年 月 日

食肉衛生検査所長／保健所長 殿

申請者 住所  
氏名 印  
法人にあってはその名称、所在地及び  
代表者氏名

### 食肉輸出計画書

年度の牛肉の輸出計画を下記のとおり提出いたします。

#### 記

#### 1. 担当者

部署名：

担当者氏名：

電話番号：

E-mail アドレス：

#### 2. 輸出計画

| 輸出年月 | 輸出先国・地域 | 食肉の畜種 | 数重量 |
|------|---------|-------|-----|
|      |         |       |     |
|      |         |       |     |
|      |         |       |     |
|      |         |       |     |
|      |         |       |     |